

アンケート調査結果等を踏まえた 健全化法の課題整理

総務省自治財政局財務調査課

平成27年5月28日

1. 単コロ

単コロ: 一般会計からの次年度の短期貸付金を財源とする第三セクター等からの返還金を、出納整理期間中に、一般会計の当該年度の歳入とすることを繰り返す手法。

【単コロの現状】

- ・ 単コロを行っているのは2団体(H26年度末)。
 (事例1) 一般会計⇔住宅供給公社
 (事例2) 一般会計⇔林業公社

【論点】

- (1) 単コロを実施している団体に対して、引き続き是正を助言することについてどう考えるか。
 - ※ 自治体からの長期貸付に変更する場合は、転貸債残高の増加又は実質収支悪化により元利償還額、将来負担額又は実質赤字額に算入。
 - ※ 金融機関からの借入に変更し、自治体が損失補償を付す場合は、一般会計負担見込額の増加により将来負担額に算入。
- (2) 三セク等の経営が悪化した場合、当該短期貸付金の一部が貸し倒れとなる可能性があることについてどう考えるか。
 - ※ 「地方道路公社の借入金」及び「土地開発公社の負債」については、現行法上も一般会計負担見込額として捉えられており、将来負担額に算入。

2. オーバーナイト

オーバーナイト：一般会計から第三セクター等に貸し付けた短期貸付金について、年度末に一旦全額返済させ、翌年度初日に再度貸し付けるもの。その間、三セク等は金融機関から1泊2日で資金を借入れ。

【オーバーナイトの現状】

- ・ アンケート(H27.2実施)によれば、オーバーナイトを実施している理由は、以下のとおり。

- ① 経営難の三セク等への経営支援（都道府県：5件、市区町村：32件）
- ② 三セク等の金利負担軽減（都道府県：17件、市区町村：50件）
- ③ 一時的な資金繰り（都道府県：21件、市区町村：69件）
- ④ 制度融資（都道府県：4件、市区町村：1件）

- ・ オーバーナイトの中には、実質的には経営難の三セク等への経営支援と考えられる事例もある。

（事例1） 想定を下回る手数料の収入の不振や固定経費の高止まりにより単年度赤字及び累積赤字がある。現時点では経営改善の見込みはなく、徐々に貸付額が増加している。

（事例2） 過去に銀行借入金を繰上償還した際の財源について、毎年度同額を地方公共団体から貸し付けており、当分、解消の見込みがない。

【論点】

- （1） 実質的に経営難の三セク等への経営支援となっているオーバーナイトがある場合、是正を助言をすることについてどう考えるか。

※ 自治体からの長期貸付に変更する場合は、転貸債残高の増加又は実質収支悪化により元利償還額、将来負担額又は実質赤字額に算入。

※ 金融機関からの借入に変更し、自治体が損失補償を付す場合は、一般会計負担見込額の増加により将来負担額に算入。

- （2） 上記のようなオーバーナイトについて、三セク等の経営が悪化した場合、当該短期貸付金の一部が貸し倒れとなる可能性があることについてどう考えるか。

※ 「地方道路公社の借入金」及び「土地開発公社の負債」については、現行法上も一般会計負担見込額として捉えられており、将来負担額に算入。

3. 年度を越えた基金の繰替運用

基金の繰替運用: 基金残高の一部を一時的に貸し付ける形で地方公共団体内での資金融通に活用すること。

【年度を越えた基金の繰替運用の現状】

平成25年度末時点において、79団体(都道府県:4団体、市区町村:75団体)が実施。

(事例1) 庁舎整備基金→一般会計(指定金融機関と同利率)

(事例2) 土地開発基金→一般会計(無利子)

(事例3) 満期一括償還地方債積立金→一般会計(利率0.2%、0.9%)

【論点】

(1) 年度を越えた基金の繰替運用を行っている団体に対して、引き続き個別に是正を助言することについてどう考えるか。

※ 年度を越えた基金の繰替運用については資金不足(赤字)としては認識されないが、将来負担額の算定上は、「充当可能基金」から除かれるため、健全化判断比率上捕捉されている。

(2) 是正を助言する場合、「地方自治法」第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとは、どのようなケースが考えられるか。

※ 地方自治法上は、基金に属する現金の運用として、「確実かつ効率的な運用」又は「最も確実かつ有利な方法による保管」と言えるか否かを個別具体の事例に則して判断。

※ 「地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」においては下記のとおり、毎年度通知。

『平成27年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について(平成27年2月18日事務連絡)』(抜粋)

13 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

(2) 基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図ること。

(3) 会計年度を越える繰替運用については、「地方自治法施行規則」(昭和22年内務省令第29号)第16条の2に規定する財産に関する調書等により、実態を反映した情報開示を行うこと。

4. 公有地信託

信託:財産の所有者(委託者)が特定の者(受託者)との間で、信託法の定める方法により、その財産を受託者が一定の目的に従い管理又は処分等をすべきものとする事

【公有地信託の現状】

アンケート(H27.2実施)によれば、公有地信託の実施状況は以下のとおり。

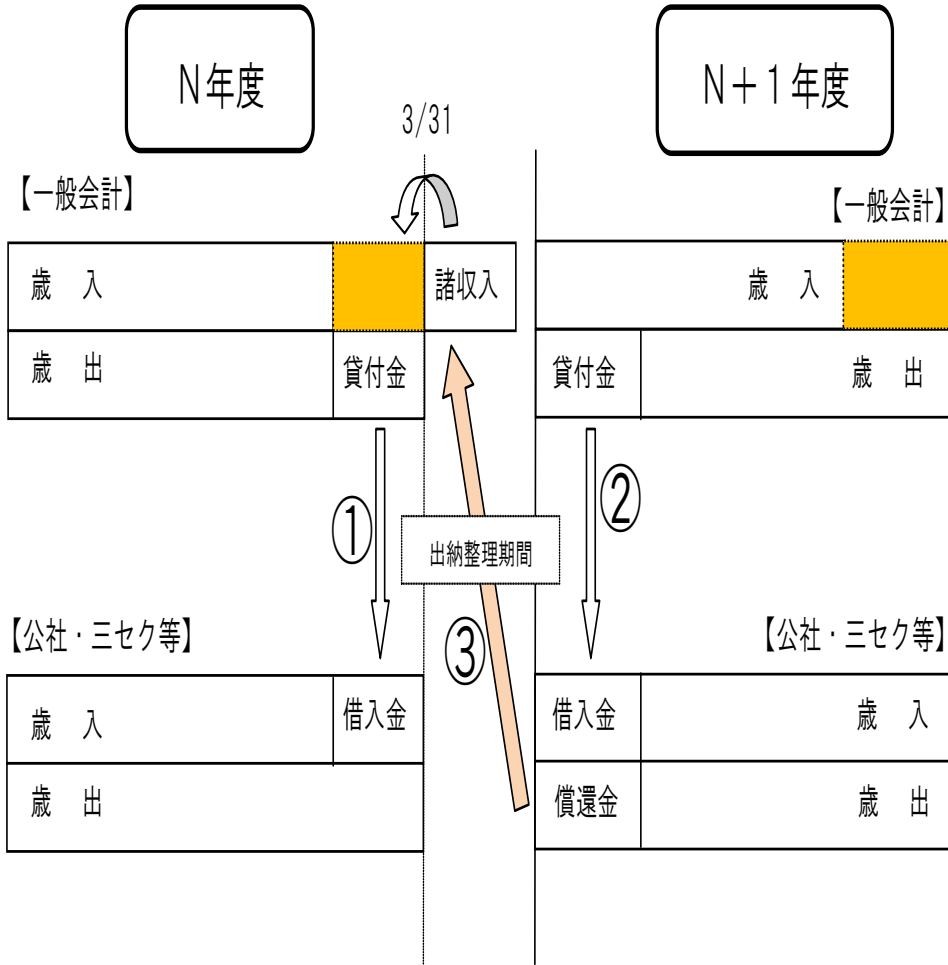
- ・ 現在公有地信託を実施している団体 都道府県:7団体、市区町村:6団体
- ・ うち旧信託法に基づく契約をしている団体 都道府県:7団体、市区町村:5団体
(旧信託法では、受益者(自治体)が損失リスクを負う。)
(新信託法(H19~)では、特約がなければ、受益者(自治体)は損失リスクを負わない。)
- ・ 今後公有地信託を実施予定の団体 市区町村:2団体

【論点】

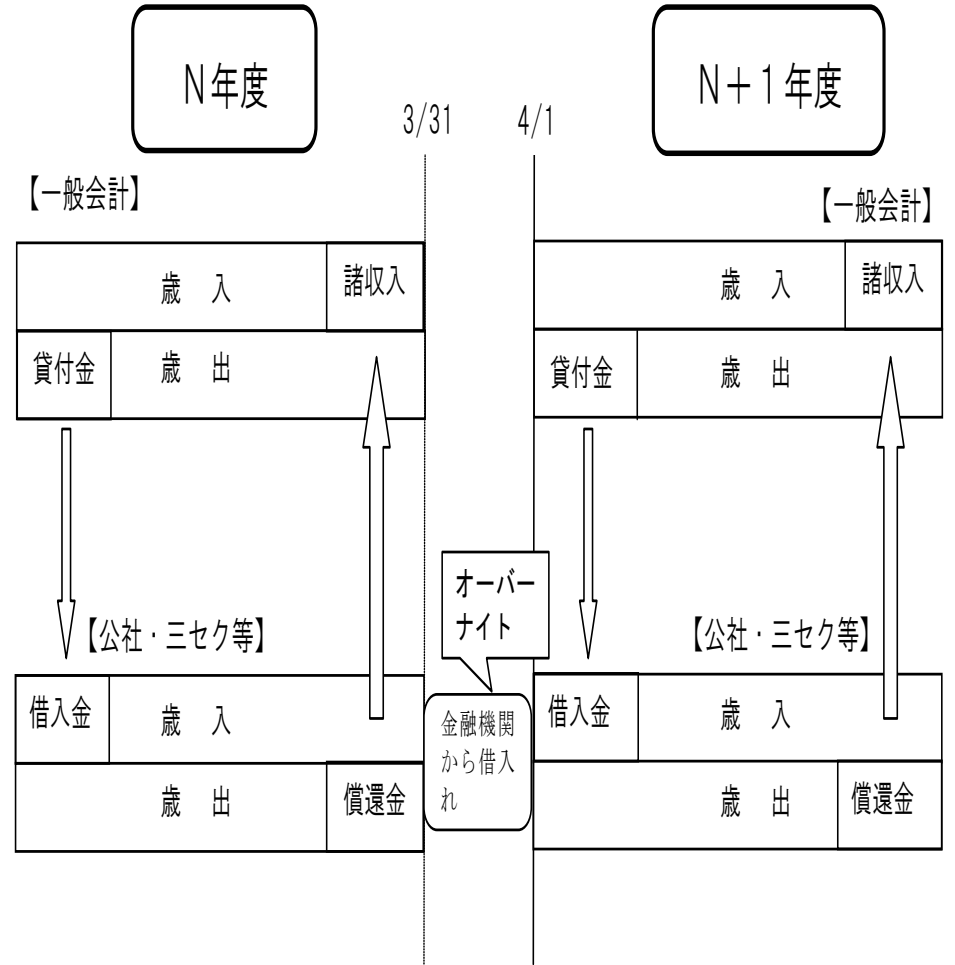
- (1) 新法、旧法それぞれで受益者(自治体)の損失リスクが異なることについて、どのように考えられるか。
- (2) 新法、旧法それぞれについて、受益者(自治体)の損失リスクをどのように評価すべきか。

【参考】単コロ・オーバーナイトのイメージ

【単コロ】



【オーバーナイト】



第三セクター等の損失補償債務等に係る将来負担額の算定基準（将来負担比率）

別紙1-1 財務諸表評価方式（一般法人）

		損益計算書上の経常損益										
		経常損益が黒字					経常損益が赤字					
		債務超過額の3分の1以上	債務超過額の5分の1以上3分の1未満	債務超過額の10分の1以上5分の1未満	債務超過額の10分の1未満	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合						
						20分の1未満	20分の1以上10分の1未満	10分の1以上5分の1未満	5分の1以上2分の1未満	2分の1以上		
貸借対照表上の純資産	資産超過	10年後において資産超過	A					A				
		5年後において資産超過であって、10年後において債務超過						B				
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1未満	A					B	B	B	B	C
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満						B	B	B	C	D
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満						B	B	B	C	D
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満						B	B	C	D	E
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額以上						B	B	C	D	E
	経常黒字の債務超過額に対する割合							経常赤字の損失補償付債務額に対する割合				
債務超過		債務超過額の3分の1以上	債務超過額の5分の1以上3分の1未満	債務超過額の10分の1以上5分の1未満	債務超過額の10分の1未満	20分の1未満	20分の1以上10分の1未満	10分の1以上5分の1未満	5分の1以上2分の1未満	2分の1以上		
	債務超過額が損失補償付債務額の4分の1未満	B	B	B	B	B	C	D	E	E		
	債務超過額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満	B	B	B	B	C	D	E	E	E		
	債務超過額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満	B	B	B	C	D	E	E	E	E		
	債務超過額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満	B	B	C	D	E						
	債務超過額が損失補償付債務額以上	B	C	D	E	E						

※ A、B、C、D及びEとは、債務区分のA、B、C、D及びEのことをいう。

資産超過額とは、資産の額が負債の額を超える場合において当該超える額をいい、損失補償付債務額とは、損失補償付債務の額をいう。